

●商事判例研究

平成五年度第三回

3 三者間の売買及び割賦販売が  
金銭消費貸借と認定された事例

星野 豊

東京大学商法研究会

最高裁判平成五年七月二〇日第三小法廷判決  
(昭和六三年才)第三八号、東光総合リース株式会社  
社対有限会社新日本水産外二名 契約金請求事  
件)

判例時報一五一九号六九頁

(参照条文) 民法九一条・五八七条

〔事実〕 被告Y<sub>1</sub>会社、訴外A会社、原告Xリース会社は、昭和五五年一〇月一日、Y<sub>1</sub>に金融を得させることを目的として、Y<sub>1</sub>が所有していた冷凍冷蔵庫以下、「本件冷凍冷蔵庫」というをAが買い受けてXに売却し、XがこれをY<sub>1</sub>に割賦販売することとし、Xから売買代金一七四四万円をAに交付し、AがこれをY<sub>1</sub>に交付する旨合意した。  
Y<sub>1</sub>は、同日、Xとの間で、①Y<sub>1</sub>は本件冷凍冷蔵庫のXに対する割賦代金計二四四二万円を、一部を契約締結時に現金で、残部を支払額を均等とする月賦払いで支払う、②Y<sub>1</sub>が約定に違反し、又は手

形不渡処分等を受けた場合には、Xの通知、催告を要せず期限の利益を失う、③Y<sub>1</sub>が債務の支払を遅延したときは年三〇パーセントの割合の遅延損害金を支払う、との合意をした(以下、この合意と、本件冷凍冷蔵庫に係る前記売買、割賦売買、金員交付に関する合意のうち、X、Y<sub>1</sub>間の合意とを併せ、「本件契約」という)。  
被告Y<sub>2</sub>ないしY<sub>5</sub>は、本件契約に基づくY<sub>1</sub>の債務の連帯保証人である。  
Xは、同日、Y<sub>1</sub>から物件受領書の交付を受け、Aに対して一七四四万円を支払った。ところが、Y<sub>1</sub>の側では、Y<sub>4</sub>を通じてXから交付される金員を受領することを了承していたが、Aから全く金員の交付を受けず、Xの出捐した金員もY<sub>1</sub>には支払われなかった。  
本件は、XがY<sub>1</sub>ないしY<sub>5</sub>に対し、本件契約に基づく割賦代金の未払残額を請求し、Y<sub>1</sub>らがこれに対して、本件契約はX、Y<sub>1</sub>間の金銭消費貸借契約であり、Y<sub>1</sub>が金

員の交付を受けていない以上、Y<sub>1</sub>に弁済義務はない旨主張した事案である。

第一審(東京地判昭和六二・三・三〇昭和六〇年(ワ)二二九五号判例集未登載)は、本件契約の実質はX、Y<sub>1</sub>間の金銭消費貸借契約であり、Y<sub>1</sub>は融資金を現実に受領しておらず、従って弁済義務も生じていない、としてXの請求を棄却した。他方、原審(東京高判昭和六二・一〇・二四昭和六二年(ホ)二二二〇号東高民報三八卷一〇一一号九〇頁(判示事項のみ登載))は、X、Y<sub>1</sub>の三者間の各契約は、Y<sub>1</sub>に対する金融を目的とした、いわゆる割賦バック契約であり、かかる契約関係が融資という経済的目的により形成されたとしても、形式的、法律的には、三者相互間の各契約が別個に成立したことになるから、AがXの代理人であるとか、Xに悪意又は過失が肯定される等の特段の事情のない限り、Y<sub>1</sub>はAからの代金支払がないことを理由としてXに対する売買代金(融資金)の弁済を拒否できない、と判示し、Xの請求を認容した。  
これに対してY<sub>1</sub>らは、本件契約は金銭消費貸借契約である旨主張して上告した。本判決は、このうちY<sub>1</sub>ないしY<sub>3</sub>の上告に対するものである。

〔判旨〕 原判決破棄、控訴棄却。

「前記事実関係によれば、Y<sub>1</sub>、X及びAの三者間では、本件冷凍冷蔵庫につき売買契約締結の形式があるとしても、各当事者間では真にその目的物件の所有権

を移転する意思があったとはみられないばかりでなく(なお、XはY<sub>1</sub>に融資をする意思であったが、その営業目的がリース及びこれに付随する割賦販売と定められており金融業は認められていなかったため、割賦販売契約の形式を借りて本件契約を締結したものであることは、Xの主張自体からも明らかである)、AはXから売買代金名下に受領した一七四四万円と同額の金員をY<sub>1</sub>に交付することを同意したにすぎないのであって、Aが転売利益を取得する余地はない。そして、右三者間の各契約の内容をみるのに、これをいわゆるリース契約と評価しなければならぬものではない。むしろ、右三者間の各契約の中で実質的意味があるのは本件契約だけであって、本件契約においては、Y<sub>1</sub>がAを通じてXから一七四四万円の融資金の交付を受け、その返済として元本一七四四万円と特定の期間の利息金六九八万円をXに支払うことが明確に合意されていることからすると、本件契約の実質は、元本を一七四四万円としこれをY<sub>1</sub>がXに対して前記……の各約定に従って返済する趣旨の金銭消費貸借契約又は諾成の金銭消費貸借契約であるといふべきであるのに、前記のようなXの営業目的に合致させるため本件冷凍冷蔵庫の割賦販売契約を仮装したものと考えられるはかばかでない(なお、前記事実関係のうち、Y<sub>1</sub>が売買代金名義の融資金をY<sub>4</sub>を通じて受領することを了承していたこと

は、右判断を左右するものではない。)。してみると、前記事実関係によれば、Y<sub>1</sub>は一七四四万円の融資金の交付を受けていないのであるから、本件契約に基づく右融資金を返還すべき義務がないものといわなければならない。」

なお、Y<sub>4</sub>及びY<sub>5</sub>の申告に対しても、同旨の判決が下されている(最判平成五・七・二〇昭和六三年(オ三七号判例集未登録)。

### 〔評釈〕 判旨疑問。

一 本件は、物の所有者に対する金融を目的とした、三者間の順次の売買契約及び最終買主から当初の物の所有者に対する割賦販売契約の解釈につき、その実質は割賦売主から当初の物の所有者である割賦買主に対する金銭消費貸借契約である、と認定し、割賦買主が第三者との売買契約に基づく売買代金、すなわち融資金を得ていないことを理由に、割賦代金債務、すなわち融資金の弁済義務の成立を否定した事案である。本判決は、契約の外形と当事者の意図する経済的目的とが乖離した、金融を目的とする売買契約等の組み合わせによる合意に関する、契約の外形よりも当事者の意図した経済的目的を重視した解釈を行った最高裁判決として重要な意義を有するものであるが、本件契約の解釈や、導かれた結論の当否については、慎重な検討が必要である。

二 本件契約は、原審の判示するとお

り、物の売買と割賦販売とを組み合わせ、売買代金の額や支払方法を調整し、実質的に物の所有者に金融を得させることを目的とする、「割賦バック」と呼ばれる契約関係であるが、従来の判例・学説の中で、割賦バックに関して直接議論したものは見当たらない。これに対して、同じく物の所有者に対する金融を目的とし、売買とリースとを組み合わせた「リースバック」については、従来から議論が行われているため、以下では割賦バックとリースバックとの差異(割賦代金ないしリース料支払後の目的物の所有権の帰属が異なる)に注意をしつつ、リースバックに関する判例・学説を参照する。

本件でもみられるとおり、リースバックないし割賦バックでは、契約の目的物(本件では本件冷凍冷蔵庫)が、ユーザーないし割賦買主の所有物であり、しかも契約締結の前後を通じて当初の所有者の所から物理的に移動しないことから、通常のファイナンス・リースや割賦販売の場合以上に、当事者の経済的目的が物の所有者に対する金融であることが明確になる。このため、かかる合意ないし契約について、経済的目的に着目して金銭消費貸借契約と解釈すべきか、それとも契約の外形に従い、売買契約、リース契約、割賦販売契約等が各々独立に存在していると考え、べきかが問題となる。

リースバックの法的性質が争われた従

来の判例では、当事者の属性、能力、契約成立に到る交渉経緯等の諸般の事情が詳細に認定されたうえで、契約当事者の「意思」の内容が判断されている(東京地判昭和五七・二・一七判時一〇五一号一〇九頁、東京地判昭和五七・七・一六別冊NBL一号一八五頁)。

これに対して学説は、当事者の合理的意思、契約締結の経緯、物件の時価や残存耐用年数と約定対価や契約の存続期間との関係等を総合的に判断すべきであるとするもの(庄政志「判例法からみたリースバックの問題点」加藤一郎・植寿夫編・リース取引法講座(上)四八七頁、堀村太市ほか編・リース契約法一〇二頁(堀村太市)、なお、中野芳彦「リース・バック、転リース」金商七八二号一三三頁参照)、リースバックであっても通常のファイナンス・リースと同様の解釈を行うべきであるとするもの(山岸憲司ほか・リース取引法三八五頁(伊藤博)、中川潤「リースバック契約」吉原省三ほか編「判例リース・クレジット取引法」一頁、立法による権利義務関係の明確化を図るべきであるとするもの(自右裕子「リースバック契約の法律構成」(早稲田大学)法研集二二二号一六〇頁等、表現に若干差はあるが、判例の示す解釈指針に正面から異を唱えるものはない)。

本判決も、判決文の前半で事実関係を詳細に摘示し、当事者の意思を問題としていることからすると、リースバックに

用したものである。

契約の外形から導かれる結論と当事者の意図する経済的目的とが異なる契約の解釈については、契約の外形のみに従って判断する方法から当事者の実質的關係に専ら着目する方法まで、様々な考え方がありうるが、当事者の属性、能力や契約締結の意図が多様多様である以上、全ての契約の解釈を単一の基準によって機械的に行うことは、どのような考え方をとったとしても妥当ではないから、考慮の対象とすべき事実の範囲とそれに対する評価の基準とを明確にする必要があるにせよ、当事者の意思を諸般の事情から探求しようとする判例・学説の解釈指針自体は、肯定すべきものである。

三 そうすると、本件の第一の問題は、本件契約を金銭消費貸借契約と認定した判旨の解釈の当否である。すなわち、リースバックに関する従来の判例は、リースバックが金融を目的とすることは認めながらも、利息制限法の潜脱等、リースバックが仮装であると認めべき特段の事情がないとして、契約の外形に従った判断を導いているため(前掲東京地判昭和五七・二・一七、前掲東京地判昭和五七・七・一六)、判旨がいかなる事情に基づいて本件契約を金銭消費貸借契約と解釈したかが問題となるわけである。

判旨は、①各当事者間で目的物の所有権を真に移転する意思があったとはみら

れない、②XはY<sub>1</sub>に融資をする意思であり、営業目的との関係で本件契約のような関係を形成したことがXの主張自体から明らかである、③本件契約を含む合意からはAが転売利益を取得する余地がない、④本件契約では、Y<sub>1</sub>がAを通じて金員の交付を受け、当該金員と特定期間の利息と評価できる金員との返済に関する事項が明定されている、との事情を挙げ、本件契約に係る当事者の意思はX、Y<sub>1</sub>間の金銭消費貸借であり、Xの営業目的に合致させるため本件冷凍冷蔵庫の割賦販売契約を仮装したもの、と判断している。

しかし、判旨の挙げるこれらの事情は、本件契約を金銭消費貸借契約と認定すべき説得力のある理由とは言い難い。すなわち、①は同語反復であって、いかなる事実に基づき当事者の「意思」が判断されたのか明らかでなく、②にしても、判決文における「当事者の主張」は、裁判所による認定の域を出るものではないから、Xの提出した準備書面等に明記されていたのでない限り、本件契約が融資を意図した仮装のものであることが「Xの主張自体からも明らか」ということは困難である。これに対して③は、本件契約でのAの存在が希薄であったことを窺わせる事情ということができる。しかし、④については、割賦販売でも本件契約のような代金支払方法の約定は珍しくないから、かかる支払方法の約定を以

って本件契約の割賦代金の支払を「融資金の弁済」と直ちに結論づけることは無理である。むしろ、本件冷凍冷蔵庫の所有権の移転が真に意図されていなかったことをいうためには、例えば、⑤既にY<sub>1</sub>の所有していた中古品である本件冷凍冷蔵庫の価値と、売買代金や割賦販売代金との間に合理的な均衡があるか否か（合理的な均衡がなければ当事者が本件冷凍冷蔵庫の所有権の移転を仮装のものと考えていた可能性が高くなる）、⑥本件契約中のX、Y<sub>1</sub>間の割賦販売で、本件冷凍冷蔵庫の所有権がXに留保されなかったのはなぜか（当事者が本件冷凍冷蔵庫に形式的な担保価値すら認めず、本件冷凍冷蔵庫の所有権移転を全く重視していないこと、すなわち本件契約で当事者が重視していたのはXの金員交付とY<sub>1</sub>の金員支払に関する合意のみであった可能性がある）、等の事情について検討を行うべきである。

もっとも、判旨が詳細に事実関係を揭示し、「前記事実関係によれば」と述べていることからすると、判旨の判断は割賦バックの解釈に関する一般論というわけではなく、本件契約に関する事例的判断といえることができる。しかし、本件契約の解釈としても、本件契約を構成する売買契約及び割賦販売契約が金銭消費貸借を意図した仮装のものであり、本件契約は金銭消費貸借契約である、との判断を導くためには、判旨の挙げる事情だけでは理由が不十分であり、本件契約の当

事者が融資を目的として割賦バックを仮装したものと評価すべき事実関係をより詳細に判示する必要があると思う。

四 以上のとおり、判旨の挙げる事情のみで本件契約を金銭消費貸借契約と認定することは困難というべきであるが、以下では、一応本件契約を金銭消費貸借契約と考えたとして、Xの請求を棄却した判断について検討する。

判旨は、本件契約では「Y<sub>1</sub>がAを通じてXから……融資金の交付を受け」ることが「明確に合意されている」と判示し、Y<sub>1</sub>が融資金を受領していないことを理由に、Xの請求を棄却している。

この判断を検討する際に問題となるのは、本件契約でのAの存在が（判旨によれば、希薄なものであったにもかかわらず、Xが、本来ならY<sub>1</sub>に対して直接交付すべき融資金を形式的な約定どおりAに交付したことを、どのように考えるべきかである。すなわち、仮にX、A間に代理関係等が存在したと仮定し、Xが本来Aに対して融資金を交付すべきであったことにつき悪意又は過失があった等の事情があれば、判旨の結論は妥当であるが、逆に、Y<sub>1</sub>、A間に代理関係等が存在した場合等、AとY<sub>1</sub>とが実質的に同視できる関係にあったのであれば、XはAに融資金を交付したことによって本件契約上の自らの義務を果たしたこととなり、Y<sub>1</sub>は融資金をAから現実的に受領したか否かを問わず本件契約に基づく弁済義務を負うべき

あるから、判旨のような結論を導くことは困難となる。又、以上の解釈とは別に、第三者を通じて融資金の交付を受けることを了承していた借主であっても、現実には融資金を受領するまでは弁済義務が生じない、との一般論を判旨が展開している可能性もある。

まず、本判決のみならず、第一審及び原審でも、AとXないしY<sub>1</sub>との関係については何の認定もされていないから、AがXあるいはY<sub>1</sub>のいずれか一方の代理人等の地位にあったということは困難である。

次に、X、Y<sub>1</sub>間の融資金交付に関する合意内容について考えてみる。本件契約の外形からは、XはAに対して金員を交付することになるが、判旨は前述のとおり、Y<sub>1</sub>が「Aを通じて」Xから融資金の交付を受ける旨合意された、と判示する。しかし、この「Aを通じて」との表現からは、X、Y<sub>1</sub>間の「合意」の内容が、Y<sub>1</sub>に対して直接融資金を交付すべき者はAであり、XはAに対して融資金を交付する旨合意した、ということなのか、それとも、契約の外形上Aを経由させたいので、XがY<sub>1</sub>に直接融資金を交付する旨合意した、ということなのか明らかでない。

そこで、仮に、XがAに対して融資金を交付する旨、X、Y<sub>1</sub>が合意していたとすると、Xの請求を棄却するためには、①Y<sub>1</sub>が現実的に融資金を受領するまで弁済義務

務が生じない旨Xが合意していたか、又は、②第三者を通じて融資金の交付を受けることを借主が了承しているも、現実に融資金を受領するまでは弁済義務が生じない、との一般論を展開することが必要である。そして、X、Y<sub>1</sub>間で弁済義務の発生時点につき合意があったとの認定はないから、問題は②の一般論の当否である。

借主の代理人や借主の債権者に対して貸主が目的物を交付した場合等、一定の経済的価値が貸主側の負担において借主側に移転したときは、貸主借主間に目的物の現実の授受がなくても消費貸借契約の要件性が満たされる、とするのが判例通説であるが（大判大正一一・六・六民集一卷二九五頁、大判昭和一一・六・一六民集一五卷一一二五頁、我妻栄・債権各論中巻一・三六〇頁、新版注釈民法（一五）九頁以下〔広中俊雄〕ほか）、貸主が第三者に対して融資金を交付する旨借主が合意しただけでは、第三者に対する融資金の交付が直ちに借主に経済的利益を生じさせるとは限らないから、第三者に対する融資金の交付によって借主の弁済義務が発生するとすべきかについては、一応議論の余地がある。しかし、貸主と借主との合意に基づき貸主が第三者に対して融資金を交付するとされた場合に、貸主が自らの契約上の義務を履行したにもかかわらず、自己の関知しない事情によって弁済が得られなくなる恐れが生ずることは、

契約当事者の公平に反するものであるから、かかる合意がなされた場合には、融資金の交付によって利益を受ける借主の側が、より積極的に第三者を監視し、第三者から融資金を現実に交付されないことの危険を負うべきである。

以上のとおり、仮にX、Y<sub>1</sub>間において、XがAに融資金を交付する旨の合意があったのであれば、XがAに対して融資金を交付したことを以って、Y<sub>1</sub>が現実に融資金を受領したか否かを問わず、Y<sub>1</sub>の弁済義務は成立するというべきであるから、Xの請求を棄却するためには、①XがAに融資金を交付したとしても、Y<sub>1</sub>が融資金を現実に受領するまで弁済義務が生じない旨Xが合意していた事実、②X、A間に代理関係が存在した等、Aが融資金を受領してもY<sub>1</sub>の弁済義務は生じないと評価することができような事実、又は、③Aの存在が本件契約では真に希薄であり、XはAに対して融資金を交付すべきでなかったにもかかわらず、Xの悪意又は過失によってAに対して融資金が交付された事実、のいずれかを、明確に判示することが必要となる。従って、判旨のいう「Y<sub>1</sub>がAを通じて」融資金の交付を受ける云々との判示は、本件契約では、契約の外形上Aを経由したうえで、XがY<sub>1</sub>に対して直接融資金を交付する旨合意された、との判断とみるべきである。そして、このように判旨を理解して初めて、Y<sub>1</sub>が融資金を受領していないこ

とが、Y<sub>1</sub>の弁済義務を否定するための合理的な理由となるものといえることができる。

五 判旨は、Y<sub>1</sub>が融資金をY<sub>4</sub>を通じて受領する旨了承していたことは、判断を左右しない、とする。前記四のとおり、本件契約ではXがY<sub>1</sub>に対して直接融資金を交付することを合意していた、と考えられるなら、Y<sub>4</sub>がXからの融資金を受領したとの認定がない以上、Y<sub>4</sub>を通じて融資金を受領する旨Y<sub>1</sub>が合意したことが本件の判断を左右しないのは当然である。

又、第一審や原審の認定によれば、訴外Bが事実上本件契約を含む合意の形成に関与し、かつXの出捐した融資金はBが費消してしまつたことが窺われるが、A、X及びY<sub>1</sub>らとBとの関係について

は、第一審も原審も何ら認定していない。これも前記四のとおり、XがY<sub>1</sub>に対して直接融資金を交付する旨合意したと考える以上、BがY<sub>1</sub>の代理人であった等の事情がない限り、Bの存在はY<sub>1</sub>の弁済義務の成否に影響しないから、本判決がBについて全く触れていないことも、当然のことといえるべきである。

\*本判決については、長尾治助・判評四三九号四八頁（判時一五三四号一九四頁、大西武士・私法判例リマックス二二号（一九九六年上）四八頁がある。

（はしの・ゆたか）東京大学大学院